

への繰入れも場合によっては認めるといふようなことになっておりますけれども、ほかに、預金保険機構の勘定の中には、金融再生勘定とかいろいろなものがございます。それぞれ勘定があつて、目のごとに勘定を分けて、それで、しっかりと区分して管理しようよというところでこうした勘定を設けているはずなんです。最近、何か、いろいろな法改正をするたびに、こつちの勘定からあつちの勘定にお金を移していいですよというふうなことがどんどん起きていっているのではなからうか。ともすれば、今回のように、金融機能強化勘定から、今回の交付金制度、お金を出しますよというふうなことになるかと、だんだん、預金保険機構が持っている資産が、金融庁の、何か自分の財布のようになつてしまつてしまつていふ感じがしないのか、こんな心配もするわけでございます。

○越智委員長 麻生大臣、時間が経過してありますので、簡潔にお願いします。

○麻生国務大臣 こういう質問は一番最初にしていただく丁寧な説明でございまして、意図的に後で説明がなされるのかどうか知りませんが、後で説明が不足だったと言われたい、委員長に言つてくださいな。はしりませうで、時間が無いというのであれば。

繰入れ規定に基づく繰入れということをやつておりますので、金融機能強化勘定の廃止ということに限られてやるわけですから、金融機能強化勘定の廃止の際の繰入れというのは同勘定のいわゆる債務超過の範囲内に限定すると書いてありますので、そういった措置を講じております。

で、その金融勘定の内容というのは極めて明瞭であることには変わりありませんので、御指摘は当たらないということになります。

○櫻井委員 時間になりましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

銀行法改正案について質疑いたします。

銀行業務範囲規制の見直しを検討された背景について、金融審議会が岩原伸作早稲田大学教授はこう述べているんですね。一つ、超低金利、マイナス金利下の銀行収益の悪化、二つ、IT化の進展等による銀行を介さない資金移動、決済方法の発展、三つ、IT業と金融業との境界の融解、四つ、地域経済の活性化への銀行の貢献と期待と述べております。

本改正の背景について、金融庁自身の認識をまずお伺いしたいと思います。

○古澤政府参考人 お答え申し上げます。

今の岩原先生の指摘と重なるところが多いかと思ひますが、我が国におきましては、人口減少、少子高齢化が深刻さを増しており、特に地域の社会経済を活性化していくということが喫緊の課題となつていくこととございます。

加えて、先ほどからも御議論はございましたけれども、コロナウイルスの影響もございまして、経済社会、大きな影響を受けているということとございます。

こういった中で、企業の中には、財務面の課題に対応すると同時に、デジタルトランスフォーメーションといった課題に取り組まなければいけないといったところも生じているところがございます。まずもって、銀行がこうした企業をしっかりと支援していくことというのが求められております。

他方で、銀行自身の状況でございます。御指摘もございましたとおり、資金需要の継続的な減少、それから低金利環境ということがございまして、経営環境が厳しさを増してございます。最近の決算を見ましても、中間純利益の減少、それから約六割の地域銀行が減益という状況にございまして、地域金融機関のビジネスモデルといったものを探つていくという状況にございます。

本法案は、こうしたことを踏まえまして、それぞれの地域の実情に応じて、経済の回復、再生を力強く支える金融機能を確立するということを目的といたしまして、金融グループの業務にデジタル化、地方創生などに資する業務を追加するなど業務範囲規制の見直しを行い、金融機関が営む業務の選択肢を拡充するということとございます。

あわせて、こういった中で、先ほどからございまして預金保険機構の資金交付制度というものを創設するという措置を盛り込んでいるところでございます。

○清水委員 配付資料の一を御覧ください。

これは金融庁に作成していただいた資料なんです。これをみると、地域銀行の本業収益の悪化というのが大変深刻でございまして、本業赤字率比率は、若干の改善はあるものの、二〇一九年度で四五％と、約半額の銀行が赤字です。深刻なのは、五期連続して赤字となつた銀行が、二〇一五年度の十四行から年々増え続けまして、一九年度には三十一行と倍になっております。

先ほどの岩原教授が述べました超低金利、マイナス金利下の銀行収益の悪化、これを本改正の要因の一つと指摘し、先ほど金融庁の答弁もまさにそのとおりだったわけですが、やはりこれは、安倍政権の下で行われてきたアベノミクスの第一の矢、大胆な金融政策の副作用で、結局、地域銀行の本業の収益が悪化していると思われるべきではないでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

地域銀行の経営環境について申し上げますと、まず、地域における人口減少ですとか高齢化の進展、あるいはそれに伴います事業者数の減少など、構造的な課題がございまして、それに、低金利環境の継続ですとか、デジタルイノベーションの

台頭によります新たな競争の進展というふうな様々な要因がありまして、そういうことで経営環境が厳しい状況にあるというふうな認識をしております。今御指摘のありました顧客向けのサービス業務利益についても、まさに、そういう状況の中で半額ぐらゐの地域銀行が赤字になつていふことだと承知しております。

○清水委員 要因をいろいろ並べられましたけれども、結局、否定はされませんでした。

いろいろ努力しても、超低金利、マイナス金利、これが続く限り、地域銀行が本業で収益を改善させるにはやはり限界があると思ひます。

金融庁は、現在の日本銀行の金融政策を継続したまま、本銀行法改正案が、地域銀行の本業収益の改善にどのような効果をもたらされると期待しているのか、この長期的な赤字傾向を改善できるというふうな考えを述べられるのでしょうか。答弁を求めます。

○古澤政府参考人 お答え申し上げます。

収益につきましては、今、監督局長からも答弁させていただきますけれども、この要因だけではないで、本場に様々な要因で決まつていふところがございます。

他方、先ほど申し上げましたとおり、今回の法律改正におきまして、業務範囲の選択肢というものには相当広がりを見せるのではないかといふふうに考えてございます。こういった中で、それぞれの地域金融機関が、それぞれの地域の実情に合わせて業務の範囲を拡大し、お客様とのリレーションを高めていくという中で、全体の収益を高めていくというところを期待しているところでございます。

ただ、それぞれの実情は様々でございますので、どのぐらいいふところにつきましましては、御容赦いただければと思ひます。

○清水委員 正直な答弁だと思つてます。これだけをもつてなかなか期待することが述べられないというところだと思ひます。

やはり、一般の融資や国債の運用で利益を上げ

るためには、金利そのものが引き上がらないと難しいです。

その上で、収益の改善のために銀行がIT化や地域経済の活性化などの事業に参入するにせよ、銀行法が定めた業務範囲規制の趣旨がなげろにされはなりません。他業リスクの排除、利益相反取引の防止、優越的地位の濫用の防止といったこの原則の重要性が本改正によっても維持されるのか、されるというのであれば、どのようにそれを保障されるのか、お答えいただけますか。

○古澤政府参考人 お答え申し上げます。

今の委員の御指摘にもございましたとおり、そもそも、銀行の業務範囲規制、どういう趣旨で設けられているかと申しますと、他業リスクの排除、それから利益相反取引の防止、優越的地位の濫用の防止といったところが趣旨にされているところでございます。

先生のお話にもございました岩原先生にも御指導いただきまして、金融審議会におきましても今のような議論が出たところでございまして、今回の見直しに当たりましては、今のようなそれぞれの規制の趣旨、これにつきましてはしっかりと踏まえる必要がある、他方、足下の社会経済情勢の変化にどう適応していくかといったところを御議論いただいたわけでございます。

それで今回の改正につながっているわけでございますけれども、例えば、先生の御指摘のございました他業リスクという関係では、今回、新たな業務を認める場合におきましても、銀行本体もございませぬけれども、銀行本体との間でリスク遮断が一定程度なされてございます子会社とか兄弟会社といったところを中心に緩和をしております。新たな業務が本業にできるだけ悪影響を及ぼさないように配慮しているところでございます。それから、利益相反取引、優越的地位の濫用との関係というところでございますけれども、例えば、銀行本体に追加する業務というものにつきましては、具体的内容を内閣府令で規定いたしました外縁を特定するという枠組みで考えてございませぬ。

す。顧客に不利益を与える著しいおそれがあるといったような業務につきましては、そもそも規定しないというのを考えてございます。これらが制度面での範囲でございませぬけれども、実態面におきましては、銀行が新たな業務を営むに当たりましては、リスク管理の高度化、それから、利益相反体制、優越的地位の濫用が行われることのないような確実な体制整備を行うといったことを求めて、金融庁として、銀行の対応をしっかりとモニタリングしてまいりたいと考えてございます。

○清水委員 では、少し具体的にお伺いしたいと思います。

本法案により銀行の本来業務に加えられる業務には、登録型人材派遣、また、自行アプリやITシステムの販売などが加わりと言われております。これは一体どのようなものを想定しているのか、具体的に説明していただきたい。また、それは内閣府令によって個別列挙されるものなのでしょうか。以上二点、お答えいただけますか。

○古澤政府参考人 お答え申し上げます。

二点目の、内閣府令で追加する中身でございますけれども、先生御指摘の自行用のITシステムの販売、それからデータ分析、マーケティング、広告といった業務、それから登録型の人材派遣、それから、四項目でございますけれども、利用者の日常生活支援、いわゆる見守りサービスといったものを規定する方向で調整しているところでございます。

これが具体的にどういふふうに使われるかというところでございますけれども、例えば銀行に開かしましては、元々自行用に開発したデジタルツール、アプリケーションがございませぬけれども、これをお客様でございませぬ地域企業に提供することといったことが考えられますし、それから、マーケティングにしましては、地域企業がつくっておられる例えば商品、提供しておられるサービスといったものための販路拡大のためにマーケティング、広告を行うといったところが考えられると考えてございます。

○清水委員 これは、法律の条文を読みますと、要するに、「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」としか書いていないわけで、結局、この書きぶりだとなかなか解釈の範囲は広がるんじゃないかな、こういう懸念が生じます。政府の判断で、結局、業務の範囲をどんどん広げることができるのではないかと懸念については、どのようにお答えされますか。

○古澤政府参考人 お答え申し上げます。今回の点につきましては、先ほど先生からございましたように、他業リスクの排除、それから利益相反管理、それから優越的地位の濫用の防止といった基本的な考え方は引き続き大事にするようにといったことが考え方の基本になっているわけでございます。

その上で、今回の、御指摘の条文でございませぬけれども、新たな業務につきましても、新たな付随業務でございませぬけれども、銀行が従来保有してきた銀行業の経営資源を主として活用する範囲で営むということが法律の中でも規定されているところでございます。それから、銀行業の収益業務一般ということではございませぬ、あくまで持続可能な社会の構築に資する業務ということを要件とするというふうにさせていただいてるところでございます。こういう柱となる事柄は、法律に規定させていただいているところでございませぬ。

そういう意味で、内閣府令に白紙委任というところではないのではないかとこのように考えているところでございます。

○清水委員 分かりました。

金融機能強化法の改正についても、これは麻生大臣の所見を伺いたいと思っております。先ほど指摘しましたけれども、地域金融機関の経営状況は非常に厳しい状況となっております。そのような中で、菅総理が昨年九月二日の自民党総裁選挙の出馬表明の会見でこう述べられました。

「地方の銀行について、将来的には数が多過ぎるのではないかと。率直に、麻生太郎金融担当大臣も同じ認識でしようか。よろしくお願ひします。」

○麻生国務大臣 それは一回しか言っていないです。開かないでしよう。その一回だけだよ。その後、何回も言われたわけではない。あなたの話を開いていると、しよつちゅう言っているように聞こえるけれども、一回だけですよ。間違いないです。危ないから、あなたの質問は後ではかのにひつかけられるので、一回しか言っておられないというのを大前提にしろ。

金融機関の数の話ですけれども、今何行あるか御存じですか。清水さん、今何行あるか御存じ、答えられないぐらいの知識ですか。これは結構あるんですよ、間違いない。百三行あるんですよ、地銀と。でも、百三行じゃないかと。実際はもう一つありますから、そこまで入れて百三行あるんですよ。結構あるんですよ。という大前提の下で話をさせていただかないと、教も知らなくちゃ話になりませんから。

そういう意味では、私どもとしては、こういった中では、今のままの状況でいけば、人口が減っていくんですから、それは銀行が今のままの経営だつたらちませんね。それは私はそう思います。したがって、いろいろな形でやりやすいようにさせていただくことができるように、いろいろなことを考えていったのが今回のものなのであつて、私どもは、そういう中であつて、経営統合というののも一つの選択肢であると思っております。だけれども、多い、少ないというのは、これは経営者がきちんと、自由競争をしておりますので、我々は、共産主義と違って自由競争をやっているもので、ここは、したがって、私どもとしては、数が多或少なにか、それは少なくなると経営者が、判断として、結果としてそうなるというふうに思いますが、今のままの状況のままに続けていけば経営は厳しくなります。

○清水委員 大臣には私に対する質問権はございませんので、その場で質問されても、これはなかなか委員会は成り立たないんじゃないかなというふうに思います、普総理が何度も言っているような言い方は、私はしていません。私の質問には、いつも麻生大臣、何か一言申し上げてからでないかと答弁しないという傾向が強いと思うんですけれども、私に対する愛情なのかシンパシーなのか、そういうふうにつけて、こはちよつとおいておきたいと思えます。

昨年導入されました独禁法の特例の下で銀行の合併が進んだ場合に懸念されたこと、これは銀行利用者にとっての利便性の低下であります。競争する銀行がなくなり、地域金融機関の統廃合が進んでいくと、経営統合が進むと。地方の中小企業や個人の方が、例えば融資が受けられないとか、あるいは条件が悪化するとか、あるいは支店の統廃合が進んで店舗がなくなる、ATMがなくなるなど利用者にとって銀行へのアクセスが困難になるなど、懸念されるわけでありまして。

今回の法改正で銀行の合併や経営統合を進めるに当たって、利用者にとって利便性の悪化が発生しないような措置というのがこの法律案で取られているのか、そのことについて御説明いただけるでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のありました独禁法特例法について申し上げますと、地域銀行の合併や経営統合に関しまして、今御指摘のような、銀行間の競争がなくなってしまうと、地域の中・小規模事業者の資金調達に難しくなるといったような問題が生じることがないよう、合併等によりまして、利用者に対して不当なサービス価格の上昇等の不当な不利益を生じることが認められないことを合併の認可要件としておりまして、これは金融庁において確認するということになっております。

また、認可した後には当該合併が認可基準を事後的に満たさなくなったような場合には、金融庁が地域銀行に対して是正命令を行うというふうな仕組みにしておるところでございます。

この合併特例法によらない合併におきましても、合併認可の際には、当然、利用者利便がどうなるのかということについては、我々として十分確認をしていきたいというふうに考えております。

○清水委員 国際センターの問題もちよつと聞きなかつたんですけれども、時間ありませんので、最後に、二年前の資金決済法の改正で、顧客本人の同意を得て、顧客に関する金融機関のビッグデータの活用というのが認められております。

これは確認したいんですけれども、預金者の預金情報や融資状況などを利用できることとなっているんですが、これは本人に対してはどのような同意を求めるところになっていくのでしょうか。

○古澤政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の、銀行が顧客情報を活用する場合の同意の取り方でございますけれども、個人情報保護に関する法律についてのガイドラインというものがございまして、その中で、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によるというふうにならずに、適切なところでございまして。

その上で、金融機関につきましては、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインというところで規定されてございまして、原則として、電磁的記録を含みますが、書面によるということとされておりました。当該書面による記載を通じて、個人データを提供する第三者、それから第三者の利用目的、そして第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることを求めているというところでございまして。

○清水委員 時間が参りましたので、質問を終わります。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

○青山雅幸委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も大変貴重な質問の機会、ありがとうございます。

早速でございます。先ほど清水議員の議論の中にもございましたけれども、今回の銀行法改正案、率直に申し上げまして、本業で銀行が稼げなくなってきた。要は、貸出しと預金者からいただくものに払う利息の利ざやの幅が、金利がずつと低下していることによつて利ざやが取りにくくなっている。これを背景として、本業が稼げないものだから、言葉は悪いですけども、いろいろなことを手を出していただいて、何とか存続してもらいたいというふうな、実質的なのではないかなと私も考えております。

ただし、そもそも、こういった銀行法で銀行が厳しく本業以外のものが規制されておるのは、いろんなことに手を出して、それによつて人様からお預かりしている大事なお金に何か損害が及ぶようなこともあつても困るので、本業になるべく専念してもらいたいというのがその立法趣旨かと存じております。

したがって、今回の改正も、いろいろ先ほどほかの方もおっしゃっていただきましたけれども、コロナ云々というような言葉が入っておりますけれども、実質的には、この低金利、金融抑圧政策という言い方もされますけれども、この金融抑圧政策が長く続く中で、何とかして銀行を生き残らせるための苦肉の策かなというふうに考えております。

その観点で幾つか伺いたします。二〇一六年一月以降、日本銀行はマイナス金利政策を取つておられて、今言つたような状況は更に厳しさを増していると思えます。私どもの事務所、財務省及び金融庁の公表しているデータと資料を基に、過去十年間の十年物国債の金利と地域銀行の利益推移を配付資料の一とおりにグラフにしてみました。そうすると、やはり、特に実質業務純益、当期純利益の方はいろいろ株を売つたり何やかんやで更に上昇せがおります。

すからそれと違う動きもしておりますけれども、実質業務純益はこの十年物国債金利の推移と基本的に相関していることが見て取れます。

今回の法案について、まず政府の見解、今私が申し上げたような背景があるのかないのか、そして、今の銀行の置かれた環境をどういうふうに考えているのか、お答えをいただきたいと思えます。

○古澤政府参考人 お答え申し上げます。

委員の御指摘ございましたとおり、銀行をめぐる環境を見てまいりますと、資金需要の継続的な減少、それから、低金利環境によつて経営環境が厳しさを増してございまして、二〇二〇年九月の決算でございますと、中間純利益は前年同期比一割減少、約六割の地域銀行が減益といった状況、これがまず銀行の状況でございます。

他方、経済全体を見てまいりますと、人口減少、少子高齢化の深刻さを増している、それから、地域の社会経済の活性化が喫緊の課題になっている、これが世界全体の状況ということでございます。

そして、お客様の状況ということでございますけれども、新型コロナウイルスの影響もございまして、企業の中には、財務面での課題への対応、それからデジタルトランスフォーメーションへの取組が求められているといったところが出てきてございまして、銀行はこうしたお客様、企業をしっかりと支援していくことが求められている。

本法案は、こうした状況を踏まえまして、それぞれの地域の実情に応じて経済の回復、再生を支えるという、金融機能を確立するという課題に対応しようというものでございまして。

先ほど申し上げましたけれども、デジタル化、地方創生などに資する業務を追加すること、金融機関が営む業務の選択肢を拡充すること、金融機関が営む業務の強化のため、先ほど来御議論いただいております資金交付制度を設けるなどの措置を盛り込んでおるところでございます。